

無料

始良・伊佐地域産業保健センター

実施していますか？ 『法律に定められた』健康に関する項目

50名未満の事業者と働く人の
健康を無料でサポートします



労働安全衛生法とは

職場における労働者の安全と健康を守り、労働災害を防止することを目的とする法律です。事業者はこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現に向けて労働条件の改善に取り組まなくてはなりません。

始良・伊佐地域産業保健センターでは、労働安全衛生法で定められた医師の意見聴取（就業判定）などの産業保健サービスを無料で行っています。

健康診断の結果についての医師からの意見聴取（安衛法第 66 条の 4）

事業者は労働者に対して健康診断を受けさせる義務があります。また、その健康診断の結果で異常の所見があった労働者に対して、就業に関する意見を医師から聴かなければなりません。

健康診断の結果に基づく保健指導（安衛法第 66 条の 7）

健康診断で、脳・心臓疾患関係の検査項目に異常所見があった労働者に対して、医師または保健師が日常生活面での助言等を行います。

長時間労働者への面接指導（安衛法第 66 条の 8）

ストレスチェックにおける高ストレス者への面接指導（安衛法第 66 条の 10）

時間外労働が長時間に及ぶ労働者やストレスチェックの結果、高ストレス者とされた労働者に対し、医師が面接指導を行います。

個別訪問による産業保健活動への助言

メンタルヘルスや健康に関する相談

お問い合わせ先

〒899-5106 霧島市隼人町内山田 1-6-62 始良地区医師会内
TEL・FAX: 0995-42-9913（携帯 070-2197-8599）
e-mail: sanpo.21@abeam.ocn.ne.jp